

令和5年度(2023年度) 国領市保育料基準額表 (保育認定0~2歳児クラス)

- この保育料基準額は、令和元年4月2日以降生まれのお子さんの保育料算定に適用します。令和5年度中に満3歳に達したお子さんは2歳児クラスのため、令和5年度中はこの保育料基準額表の保育料がかかります。
- 保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。また、多子世帯については保育料が軽減されます。
 保育料算定の市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を差し戻した額(減税前の金額)で計算します。

(単位:円/月)

階層区分	多子軽減	前記以外の世帯						ひとり親・障がい者世帯						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護受給者または支那籍付付者 ^{※1}	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税が課税されていない世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税が準額の半額課税されている世帯	C1	7,800	0	0	7,800	0	0	3,900	0	0	3,800	0	0	0
	C2	24,300円未満			12,300	0	0	6,150	0	0	6,050	0	0	0
	C3	24,300円以上 48,600円未満			16,700	0	0	7,850	0	0	7,700	0	0	0
	C4	48,600円以上 53,100円未満			20,400	0	0	9,000	0	0	8,900	0	0	0
	C5	53,100円以上 62,100円未満			21,800	0	0	9,000	0	0	8,900	0	0	0
	C6	62,100円以上 77,101円未満			25,100	0	0	9,000	0	0	8,900	0	0	0
	C7	77,101円以上 90,600円未満			25,100	0	0	25,100	0	0	24,700	0	0	0
	C8	90,600円以上 98,600円未満			28,500	0	0	28,500	0	0	28,100	0	0	0
	C9	98,600円以上 116,600円未満			32,900	0	0	32,900	0	0	32,300	0	0	0
	C10	116,600円以上 134,600円未満			36,400	0	0	36,400	0	0	35,800	0	0	0
	C11	134,600円以上 158,200円未満			40,000	0	0	40,000	0	0	39,400	0	0	0
	C12	158,200円以上 183,600円未満			43,600	0	0	43,600	0	0	43,000	0	0	0
	C13	183,600円以上 171,900円未満			43,600	21,800	0	43,600	21,800	0	43,000	21,500	0	0
	C14	171,900円以上 294,900円未満			47,600	23,800	0	47,600	23,800	0	46,700	23,350	0	0
	C15	294,900円以上 306,900円未満			51,700	26,850	0	51,700	26,850	0	50,800	26,400	0	0
	C16	306,900円以上 416,400円未満			55,800	27,900	0	55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	0
	C17	416,400円以上 456,600円未満			59,700	29,650	0	59,700	29,650	0	58,500	29,250	0	0
	C18	456,600円以上 491,700円未満			64,400	32,200	0	64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	0
	C19	491,700円以上 523,800円未満			69,000	34,500	0	69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	0
	C20	523,800円以上 556,800円未満			73,700	36,650	0	73,700	36,650	0	72,100	36,050	0	0
	C21	556,800円以上 593,800円未満			78,400	39,200	0	78,400	39,200	0	76,800	38,400	0	0
	C22	593,800円以上			86,200	43,100	0	86,200	43,100	0	84,600	42,300	0	0

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給者または中国籍留入等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国籍留入者及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支那籍付付者を受給している世帯となります。

※2 世帯にかかわらず生計を一にしている子どものうち、年齢が高い順に第1子、第2子と数え、第2子以降は無料となります。

生計を一にする子どもが複数している場合は、生計を一にしていること(合算をしている等)を記載した申請書の提出が必要となります。なお、生計を一にする子どもが国境外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍簿本等)も必要となります。

※3 同一世帯の小学校就学児で、かつ、保育園等(認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育園、企業主導型保育園、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児総合支援施設の通園部)に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものうち、年齢が高い順に第1子、第2子と数え、第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。